【参考資料１　通所リハ】

＊　この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。（指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションと共用で使用可）

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成に当たっての留意事項等 |
| △△△病院（診療所）指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業運営規程（事業の目的）第１条　＊＊＊が設置する△△△病院（診療所）（以下「事業所」という。）において実施する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。　（運営の方針）第２条　指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。　　指定介護予防通所リハビリテーションの提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする３　事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。４　事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。５　指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。６　前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。７　指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。８　前７項のほか、「寝屋川市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成30年寝屋川市条例第55号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。（事業の運営）第３条　指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。（事業所の名称等）第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。⑴　名称　医療法人＊＊＊会△△△病院（△△△診療所）⑵　所在地　大阪府寝屋川市○○町一丁目○番○号○○ビル○階（従業者の職種、員数及び職務の内容）第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。⑴　医師　○名（常勤　○名、非常勤　○名）⑵　理学療法士　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）⑶　作業療法士　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）⑷　言語聴覚士　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。⑸　看護職員　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。⑹　介護職員　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。⑺　栄養職員　○名（常勤　○名、非常勤　○名）栄養職員は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。⑻　歯科職員　○名（常勤　○名、非常勤　○名）歯科職員は、口腔機能向上を目的として、口腔清掃の指導・訓練を行う。⑼　事務職員　○名（常勤　○名、非常勤　○名）事務職員は、必要な事務を行う。（営業日及び営業時間）第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。⑴　営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、○月○日から○月○日までを除く。⑵　営業時間　午前〇時から午後〇時までとする。⑶　サービス提供時間は、○○時～○○時　△時間⑷　延長サービス可能時間帯　提供前　○時～○時　　　　　　　　　　　　　　　提供後　○時～○時（指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員）第７条　事業所の利用定員は、下記のとおりとする。１単位目○名、２単位目○名（指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容）第８条　指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容は、次のとおりとする。⑴　機能訓練⑵　入浴（一般浴）⑶　食事の提供⑷　健康チェック⑸　送迎⑹　延長サービス　　　など２　事業所は、事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画書（介護予防通所リハビリテーション計画書）を作成するとともに、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。（指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用料等）第９条　指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額**の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年２月10日厚生省告示第19号）によるものとする。２　指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額**の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年３月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の送迎を行った場合は、片道○○円とする。４　食事の提供に要する費用については、○○円を徴収する。５　おむつ代については、○○円を徴収する。６　その他、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。７　サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を受けた時間に応じて、以下によりキャンセル料を請求する。　　24時間前までの御連絡　キャンセル料は不要　　12時間前までの御連絡　サービス提供料の○%　　12時間前までに御連絡のない場合　サービス提供料の▲%　※ただし、御利用者の病状の急変や緊急でやむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は請求しない。８　前７項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。９　指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。10　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。11　法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。（通常の事業の実施地域）第10条　通常の事業の実施地域は、通常の事業の実施地域は、寝屋川市、○○市の区域とする。（衛生管理等）第11条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。　⑴　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。　⑵　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。　⑶　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。（サービス利用に当たっての留意事項）第12条　利用者は指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。（緊急時等における対応方法）第13条　事業所は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。２　事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。４　事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。（非常災害対策）第14条　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。（苦情処理）第15条　事業所は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。２　事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に関し、介護保険法第123条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。（個人情報の保護）第16条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。（虐待防止に関する事項）第17条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生及びその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。　⑴　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。　⑵　虐待防止のための指針の整備　⑶　虐待を防止するための定期的な研修の実施　⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。（業務継続計画の策定等）第18条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（その他運営に関する留意事項）第19条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。⑴　採用時研修　採用後○ヵ月以内⑵　継続研修　　年○回２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。４　事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。５　事業所は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に関する記録を整備し、その完結の日から最低５年間は保存するものとする。６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附　則この規程は、令和○年○月○日から施行する。 | ・「△△△」は、病院又は診療所の名称を記載してください。・法人以外の者が開設する場合は、「＊＊＊が設置する」を省略してください。・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。・平成30年寝屋川市条例第55号等を参照の上、事業運営の基本方針を記載してください。・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。・常勤と非常勤に分類して記載してください。・員数については、「〇名以上」と記載することもできます。・栄養職員、歯科職員、事務職員は、配置する場合のみ記載してください。・営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。・利用者に対するサービス提供時間を記載してください。・７時間以上８時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合に、その可能時間帯を記載してください。・入浴介助加算を算定する場合・食事を提供する場合・延長サービスを行う場合・送迎費を徴収する場合は、実費の範囲で設定してください。・送迎費を徴収しない場合は「次条に定める事業の～送迎費は徴収しない。」と記載してください。・消費税の課税又は非課税の別を税務署に確認の上、課税であれば総額表示を行ってください。・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。・原則として、市区町村単位で設定してください。・市区町村内で詳細に分ける場合は、客観的に区域が特定できるように定めてください。・利用者が指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項について記載してください。・事業所で定めた緊急時等の対応方法について記載してください。・所管消防署に確認のうえ、定期的に行わなければならない非常災害訓練等の回数を記載してください。・「＊＊＊」は、開設者名(法人名)を記載して下さい。 |